

○郡山市建築審査会条例

昭和47年3月25日

郡山市条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、郡山市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(平19条例21・一部改正)

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(平28条例39・追加)

(招集)

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合に会長がこれを招集する。

- (1) 法の規定により同意を求められたとき。
- (2) 法の規定に基づく審査請求があったとき。
- (3) 市長の諮問があったとき。
- (4) 委員の半数以上の者から招集の請求があったとき。
- (5) その他会長が必要と認めるとき。

(平19条例21・一部改正、平28条例39・旧第3条繰下)

(会議)

第5条 会長は、審査会の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平28条例39・旧第4条繰下)

(意見又は説明の聴取)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(平28条例39・旧第5条繰下)

(会議の公開)

第7条 審査会の会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の半数以上の者が必要があると認めるときは、秘密会とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人を制限することができる。

(平28条例39・旧第6条繰下)

(会議録)

第8条 会長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(平28条例39・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、都市整備部開発建築指導課で処理する。

(昭53条例34・平元条例40・平19条例21・平20条例5・一部改正、平28条例39・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平28条例39・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年郡山市条例第34号) 抄

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年郡山市条例第40号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年郡山市条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年郡山市条例第39号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。